

学外連携・政策連携スペース 公募に関する質問

No.	資料	項目	質問	回答
1	本体資料	6審査及び選定等	⑤京都市公契約基本条例との関係について、本店又は事務所を有する項目があるが、事務所の定義をご教示いただきたい。	京都市の区域内に本店又は主たる事務所を有するものをいい、法人については、以下の場合が当てはまります。 ・登記上、本店の所在地が京都市内である場合 ・登記上、京都市外であっても、本店機能を有する事務所（事業活動を行うに当たって主たる拠点となる事務所）が京都市内にある場合 （参考）京都市入札情報館 <a href="http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/chusyoushinkou.htm">http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/chusyoushinkou.htm</a>
2	別紙2 (減額制度)	3減額適用の判断基準 (2)負担能力の有無	貸付料を考える際、基準となる収益（収支差額の黒字分）の考え方として、本スペースの貸付料（減額措置適用後の最低貸付料18,699,000円）も事業費用（支出）に含んで利益計算するかどうか、ご教示いただきたい。	収益（収支差額の黒字分）の計算にあたり、本スペースの貸付料は支出に含みます。（様式2-4参照）
3	別紙2 (減額制度)	3減額適用の判断基準	減額措置の適用は2年目以降となるか。	減額措置は1年目から適用します。 1年目（当初契約年度）は、貸付希望価格と本市の定める最低貸付料に減額を適用した金額（最大50%減額、応募時に提出いただいた資金収支計画書を基に算定）を比較し、高い価格を貸付料とします。 なお、貸付料の支払い義務は引渡しの日から発生するものとし、引渡しの日から当該年度の末日までの貸付料の額は、その期間の日数に応じ、年額を日割りして計算した額とします。